

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の 一部を改正する省令案等について

1. 背景

これまで、自動車運送事業の輸送の安全確保のため、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）体系において、運送事業者に対し原則として対面での運転者等への点呼を義務付けていたが、発展する情報通信技術（ICT）を運行管理に活用すべく、令和 3 年 3 月に産官学の有識者で構成された運行管理高度化検討会（現：運行管理高度化ワーキンググループ）を設置し、運行管理の高度化に向けた議論を進めてきたところである。

今般、本ワーキンググループにおいて、ICT を活用した点呼の新たな要件がとりまとめられたことを踏まえ、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号。以下「運輸規則」という。）、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成 2 年運輸省令第 22 号。以下「輸送安全規則」という。）及び対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和 5 年国土交通省告示第 266 号）について、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

(1) 貸切バスの中間点呼における遠隔点呼等の導入（運輸規則第 24 条第 3 項関係）

道路運送法第 27 条第 3 項の規定に基づき、一般貸切旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車の運行の業務に従事する運転者等に対し、当該業務の途中において少なくとも一回電話その他の方法により点呼を行うこととされているところ、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示に規定する方法による点呼（以下「遠隔点呼等」という。）も可能とする改正を行う。

(2) トラックの中間点呼における遠隔点呼等の導入（輸送安全規則第 7 条第 3 項関係）

貨物自動車運送事業法第 17 条第 4 項の規定に基づき、貨物自動車運送事業者は、業務の開始前及び終了後に行う点呼のいずれも対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により行うことができない業務を行う運転者等に対しては、当該業務の途中に少なくとも一回電話その他の方法により点呼を行うこととされているところ、遠隔点呼等も可能とする改正を行う。

(3) 対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示の一部改正

運輸規則第 24 条第 1 項及び第 2 項並びに輸送安全規則第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく標記告示について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 遠隔点呼等を実施することが可能な場所として、運転者等が従事する運行の業務に係る自動車の車内、宿泊施設や待合所等を認める。
- ② なりすまし防止の措置として、遠隔点呼実施地点に設置した監視カメラにより遠隔点呼時の動画を撮影することを求めているところ、監視カメラ以外の動画撮影可能な機器による撮影も認める。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和 6 年 3 月末

施行：令和 6 年 4 月 1 日